

一人親方等が補償の対象となる範囲

建設の事業を行う方およびその事業に従事する方は、次に該当する場合、第二種特別加入者(一人親方等)として、労災保険から補償を受けることができます。

なお、電機管理技術者および原状回復の作業に従事する方については、以下の「請負契約」を「委託契約」と読み替えてください。

1 請負契約に直接必要な行為を行う場合

請負契約の締結行為や契約前の見積り・下見などの行為も、補償の対象となります。

また、自宅から下見現場などに直接赴く場合、自宅から下見現場までの間についても通勤災害として補償の対象となります。

2 請負工事現場における作業およびこれに直接附帯する行為を行う場合

請負契約に基づく行為は補償の対象となりますが、特別加入者が自宅の補修を行う場合など、請負契約に基づかない行為は、補償の対象とはなりません。

なお、「直接附帯する行為」については中小事業主等に準じて判断し、具体的には、作業途中で該当工事に必要な資材等を購入に行く行為などがこれに該当します。

3 請負契約に基づくものであることが明らかな作業を自家内作業場において行う場合

ただし、自家内作業場において、請負契約に基づかない製造作業や、販売を目的とした作業(建具の製造など)を行う行為は補償の対象とはなりません。

4 請負工事に関する機械や製品を運搬する作業（手工具類程度のものを携行して通勤する場合を除く。）およびこれに直接附帯する行為を行う場合

請負工事にかかる機械や製品を、自宅から工事現場まで運搬する行為についても補償の対象となります。具体的には、自宅から工事現場に赴く途中で資材等を購入する場合、自宅から資材店までの間については通勤災害として、また、資材店から工事現場までの間については業務災害として、それぞれ補償の対象となります。

なお、「直接附帯する行為」については、生理的行為、反射的行為、準備・後始末行為、必要行為、合理的行為および緊急業務行為を指しますが、具体的には、荷の荷卸作業、運行中の自動車の故障・修理などの行為がこれに該当します。

5 突発事故（台風、火災など）により予定外の緊急の出動を行う場合

具体的には、台風や火災などの際、工事現場における建物の保全を目的として、自宅から緊急に工事現場へ赴く行為などがこれに該当します。

請負契約に基づく行為の考え方

第二種特別加入者(一人親方等)として補償を受ける範囲については「請負契約に基づく行為」とされていますが、労務を提供する契約形態には、使用者の指揮命令下の労務提供である「雇用」、仕事の完成を目的とする「請負」、事務処理の委任を目的とする「委任」などの区分が存在します。

これらは、「雇用」が使用者の指揮命令下の労務提供であるのに対し、「請負」や「委任」の場合は、労務提供の方法・態様等は下請負人や受任者の裁量と責任において行われるものとされ、労務を提供する際の従属性と独立性とが、雇用と請負や委任とを区別する基準となっています。

形式上は「請負」や「委任」の契約形態となっても、その実態において「使用従属性」が認められるときは、当該契約は労働関係として判断され、「労働者」として取り扱われることとなります。

なお、労働基準法第 9 条において「労働者」とは、「職業の種類を問わず、事業又は事務所に使用される者で、賃金を支払われる者」とされ、労働者であるか否か(いわゆる「労働者性」の有無。)の判断については、「使用従属性」(①指揮監督下における労務の提供、②労務の提供に対する金銭の支払)により総合的に判断することとされています。

※請負形態の契約を締結している場合であっても、実態として、

【使用従属性】

- 指揮監督下において労務を提供している
- 労務の提供に対して金銭が支払われている



と判断されます。

労働者性の具体的な判断基準については、昭和 60 年 12 月 19 日労働基準法研究会報告「労働基準法の『労働者』の判断基準について」等により示されていますが、これらの判断要素を踏まえ、総合的に労働者性の有無を判断しています。

一般的に問題となることが多い事例としては、建設業において、工事の種類、坪単価、工事面積等により総労働量及び総報酬の額が決められ、労務の提供者に対し労務提供の実績に応じた割合で報酬を支払う予定になっている「手間請け従事者」がありますが、こちらについては、平成 8 年 3 月「労働基準法研究会労働契約法制部会労働者性検討専門部会報告」において具体的な考え方を指しています。